

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

香川県知事 浜田 恵造

【コープ牟礼・西松屋牟礼店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	武田建設株式会社 木田郡三木町大字井上3000番地45 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野7丁目14番4号
大規模小売店舗の名称及び所在地	コープ牟礼・西松屋牟礼店 高松市牟礼町牟礼994番ほか
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前	大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男
変更後	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
変更年月日	平成24年4月2日
変更理由	代表取締役交代のため

2 届出年月日

平成24年5月31日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から平成24年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【スーパードラッグコスモス多肥上町店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野7丁目14番4号
大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパードラッグコスモス多肥上町店 高松市多肥上町字松林1182番1ほか
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
	変更前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男 変更後 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
変更年月日	平成24年4月2日
変更理由	代表取締役交代のため

2 届出年月日

平成24年5月31日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から平成24年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【スーパードラッグコスモス元山店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野7丁目14番4号
大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパードラッグコスモス元山店 高松市元山町字西末宗673番地
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
	変更前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男
	変更後 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
変更年月日	平成24年4月2日
変更理由	代表取締役交代のため

2 届出年月日

平成24年5月31日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から平成24年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ